

公津の杜中学校のきまり

学校は、集団生活を学ぶ場です。誰もが安心してすごすことができる場にすることが大切です。「公津の杜中のきまり」は、そのために大切なきまりです。なぜこのきまりが作られたのかを考えて、一人一人がきまりを守ってすごしましょう。

(1) 登下校

- ア 登校時は7時55分までに昇降口を通過する。(昇降口は7:20に開ける。)
※8時00分までに教室でバッグをロッカーに入れて、服装を整えて読書を開始する。
8時00分に読書を開始できない場合「遅刻」となる。
- イ 制服で登下校する。
※雨天で制服が濡れて学校生活で着られなくなるおそれがある場合は、体操服・ジャージで下校できる。
※放課後の部活動で体操服・ジャージで活動する場合は、そのままの服装で下校できる。
※ウィンドブレーカーを上下着用時は体操服・ジャージで登下校できる。
- ウ 登下校は徒歩または自転車(許可された者に限る)とする。
※けがのため徒歩や自転車による通学が困難な場合など、やむを得ない場合に限り自家用車で送迎できる。
(交通の妨げ防止、近隣への配慮のため、学校前の道路上の乗り降りはしない。)
※登下校の時間帯、やむを得ない場合の自家用車は、登下校する生徒の安全を最優先し、駐車スペースが狭く混雑・事故防止のため、正門を入口、西門を出口の一方通行とする。
- エ 欠席・遅刻・早退の連絡はGoogleフォームに入力する。
- オ 一斉下校または部活動・生徒会活動がない生徒は、帰りの会終了後20分以内に門外に出る。

(2) 昇降口の利用

- ア 校舎内への出入りは昇降口を利用する。許可を得て、職員玄関を利用することもある。

(3) 自転車通学

自転車通学を許可された者は自転車通学を認める。

『公津の杜中学校自転車通学のきまり』

- ア 「並木町在住者」と「不動ヶ岡在住者」「学校から自宅までの最短の道のりが2km以上ある希望者」で、運転技術が十分にある(直線走行、一時停止、ジグザグ走行、片手運転ができる)場合に自転車通学を許可する。
- イ 自転車にはベル、前カゴ、荷台、ライト、反射板、自分の名前、鑑札番号のシールが備わりハンドルはドロップ、セミドロップでなく安全に走行できるものを使用する。スタンドは両立式がのぞましい。
※鑑札番号シールは入学後に配付する。(自転車交換等でシールを替える場合は実費)
- ウ 荷物は荷綱で荷台に固定する。そのため、荷台のあるシティサイクルタイプの自転車とする。
- エ 走行時はヘルメットを着用し、あごひもをきちんと締める。
※ヘルメットは学校指定のもので、代金は入学後に集金する。(初回のみ市が半額を補助)
- オ 雨天や強風時はジャージの上にカッパを着用して登下校する。
※カッパは上下分かれているタイプに限る。色やメーカーなど学校指定はない。
- カ 駐輪場で必ず鍵をかける。
- キ 通学路(家庭調査票の裏面地図に各家庭で記入した経路)を通行しなければならない。
- ク 自転車保険(賠償責任保険)に加入する(自動車保険などに付帯されているものでもよい)
- ケ 道路交通法を遵守しなければならない。
- コ 自転車通学のきまりに違反した場合、自転車通学を停止することがある。
※違反を発見、注意されたら、一度目は保護者に連絡する。
二度目は1週間停止、三度目は1ヶ月間停止、それ以上は年度内停止。

(4)短学活・授業

- ア 休み時間に道具をそろえ、開始2分前に着席する。
- イ 始めと終わりに挨拶をする。

(5)清掃

- ア 体操服あるいはジャージを着用して実施する。
熱中症予防・防寒のために必要に応じて帽子やウィンドブレーカーを着用可。
- イ 服装を整え着席し、号令に合わせて挨拶し、清掃場所に向かう。
- ウ 終わりに挨拶をする。

(6)給食

- ア 衛生管理のため、給食の運搬や配膳の際には必ず白衣とマスクを着用する。
- イ 4校時終了後、配膳台等を消毒し、速やかに手洗いと給食の運搬を済ませる。
- ウ 4校時終了5分後には着席を完了する。
- エ 始めと終わりに挨拶をする。

(7)校内の過ごし方

- ア 学校生活は原則として制服ですごす。
※儀式、テスト、体育館で行う行事、その他必要な場合は制服を着用する。
- イ 着崩さず、整った服装を心がける。
- ウ 教室内ではウィンドブレーカーを着用しない。
- エ ベランダは緊急避難時以外は出ない。
- オ 職員室の入室の際は入り口で衣服を整え、挨拶をして入室する。
- カ 集会では、評議員の指示の下に廊下に整列し、静かに移動する。
- キ 学校生活に不要な物を校内へ持ち込まない。
※スマートフォンや携帯電話は持ち込まない。
ただし何らかの事情により持ち込まなければならない場合は事前に学校に相談し許可を得る。
申し出がなく発見された場合は、担任が預かり保護者に返却する。
- ク 水筒を持参し、中身はお茶や水、スポーツドリンクにする。ペットボトルは必ずペットボトルホルダーに入れ、缶・紙パックは持ち込まない。飲む時間は休み時間と給食・部活動の時間。
※自動販売機は原則補充用で使用。
- ケ 他学年の階や他教室へは、必要がなければ立ち入らない。
- コ 中庭は通行または使用しない。

(8)部活動

- 部活動は原則学校生活上のきまりに準じる 休日は地域クラブのきまりに準じる。
- ア 開始時刻や終了時刻を守る。
- イ バッグやヘルメットは部活動ごとの場所に置く。自転車に置きっぱなしにしない。
- ウ 活動後は戸締まりを必ず行う。
- エ 挨拶やマナーなど部活動での取組を学校生活全般で生かせるようにする。
- オ 服装は学校指定のものか、各部活動で許可されたものに限る。
- カ 県大会予選などの大会前1週間は保護者の了解の下に朝練習（参加する場合の生徒の登校は6:50以降とする）または最終下校を30分程度延長して練習を行うことができる。
- キ 着替えは所定の場所で行う。また、顧問の許可なく私物を更衣室などに置かない。
- ク 休日等に登校・遠征する場合はジャージやユニフォーム等で登下校できる。

(9) 制服・名札

ア 制服

- (1) 夏服冬服ともに、指定の制服とする。ワイシャツは指定のものとする。
- (2) ベルトは黒または茶色で装飾のないものとする。
スカートの丈は、膝がかけれる長さとし、サスペンダーを使用できる。
- (3) ワイシャツの下に汗取りとして体操服又は白、黒、紺、グレー、ベージュのTシャツ（ワンポイント可）や下着を着用する。
- (4) 服装は次の期間を目安とする。（暑い日や寒い日は気候に合わせて各自が調節する）
 - ・ 4月 冬服
 - ・ 5月 移行期間（冬服・夏服）
 - ・ 6～9月 夏服 ※クールビズでの登下校（夏服または体操服）
 - ・ 10月 移行期間（冬服・夏服）
 - ・ 11～3月 冬服（登下校や外活動はウインドブレーカーを着用できる）
- (5) 体操服・ジャージで行う授業は教科担任が指定する。
※体操服・ジャージの服装に挟まれる時間の授業が制服の場合は体操服・ジャージでよい。
(例) 3時間目が体育で昼清掃の場合、4時間目は着替えなくてもよい。
(例) 朝清掃のあと2時間目が体操服の場合は1時間目は制服に着替えなくてもよい。
※昼清掃のあとの授業は、体操服・ジャージでもよい。

イ 名札

- (1) 校内では常に着用する。制服またはワイシャツの胸ポケットに付ける。
- (2) 体操服の布製名札がはがれた場合は、新しい物を購入し着用する（イオンスタイル2階）

(10) 頭髪

ア 清潔感ある髪型とする。

- ・ 目にかからない長さを目安とする。
- ・ パーマ、染色、脱色、整髪料は禁止。
- ・ 肩ほどの長さになったら、一つまたは二つに結ぶようにする。
ヘアピンや髪をしぼるゴムの色は、黒、紺、茶とする。
- ・ 一部を極端に短く刈り上げる・伸ばす、一部を編みこむことはしない。

※髪型について

- ・ 「清潔感ある髪型」の基本として、受験や進路選択の時にしていけない髪型や、大人が見て中学生としてはどうだろうか、と思われるような髪型にはしないほしいし、今の公津の杜中学校の生徒は、**みんな考えて実行できるし、これからも考えてほしい**という思いがあります。
- ・ 令和4年に生徒会の代表生徒と生徒指導担当の職員とで、きまりの見直しを行ったとき、よくないと考えるものを整理しました。
- ・ 刈り方やしぼり方では、極端なツブロックや類似した髪型は制限している高等学校もあります。その場合は、声をかけることがあります。そのほか、下図のようなものは望ましくありません。



モヒカン・極端な刈り上げ



お団子

※体育祭練習時やプールの授業時等で許可することもあります。

(11) 通学靴と靴下

ア 通学靴は体育や学校行事に使用できるように運動靴とする。

※色は指定しない。（ハイカットは不可）。

イ 靴下は白、黒、グレー、紺のスポーツソックスにする。（ワンポイント可）

(12) 通学カバン

- ア 指定のバッグを利用する。
(指定バッグに入りきらない場合、別のバックを追加して使用してもよい。)
- イ 装飾目的で、キーホルダーや他の生徒の名札をバッグに付けない。
※目印となるキーホルダーは原則1つ。

(13) 防寒着

- ア ウインドブレーカー（学校指定のもので、9月に採寸・注文）
 - (1) 着用期間は11月～3月を目安に登下校や屋外活動で使用し、着用期間外でも寒い日は着用してもよい。
 - (2) 冬季は、清掃時（外清掃・昇降口のみ）に着用してもよい。
 - (3) スカートをウインドブレーカーやジャージの上から着用することは不可。
- イ セーター・ベスト
 - (1) セーターの色は黒・紺・グレーの無地を使用する。
 - (2) セーター・ベスト・カーディガンは制服の中に着用する。セーター・ベスト・カーディガン姿で過ごすことは不可。
- ウ マフラー・手袋
 - (1) 冬季はマフラーや手袋を使用してもよい。（ネックウォーマー可）色は指定しない。
 - (2) 自転車通学者は、冬季には手袋を使用するなど安全に心掛ける。
- エ その他
 - (1) 冬季のストッキング・タイツ、レギンスは可。色は黒、紺、ベージュを使用する。
 - (2) ヒートテックなどの防寒目的の下着は着用できる。色は白、黒、グレー、ベージュ、紺を使用する。
※ワイシャツ・ブラウスからはみださない（ハイネックなど）
※部活動で使うアンダーシャツは、部活動のときのみ着用できる。
 - (3) ひざ掛けを教室で使用できる。

(14) その他

- ア 特別な状況が発生した場合（感染症、災害発生など）は、校長の指示により柔軟な対応を行う。
- イ 再登校する場合は、通常の登校と同じ登校手段（自転車通学許可者は自転車可）服装とする。
- ウ 休日に用があつて登校する際も、制服・ジャージ・体操服等の服装で来校する。
私服等で来校しない。

*令和7年1月改定